

認定制度比較表(高圧ガス保安法と他の2法の比較)

1) 認定保安検査実施者に係る調査
一. 本社の体制について

| 高圧ガス保安法 調査項目 | ボイラー及び圧力容器安全規則 該当項目 | | 消防法に係る完成検査認定 該当項目 |
|---|--|-----------------------|--|
| | 労働 | 消防 | |
| イ. 保安に係る基本姿勢 一 経営者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 | | ○ | ア 事業所等の保安体制 A 本社における保安体制 a 基本姿勢 保安に係る基本姿勢 ・保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が文書により定められるとともに、実践されていること。 |
| ロ. 保安管理 一 役付役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | ・保安対策本部等の設置を確認することが必要 | ア 事業所等の保安体制 A 本社における保安体制 b 保安管理 2 保安管理の推進 ・各事業所の保安管理実績の検討等、事故の発生防止等に関する重要事項について指導、助言が行われていること。 |
| 二 保安管理を担当する役付役員が選任されているとともに、独立した保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映することが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | ・役付役員の選任を確認することが必要 ・ただし、1社1事業所の場合には、保安管理部門の設置を確認することが必要 | ・役付役員の選任を確認することが必要 | ア 事業所等の保安体制 A 本社における保安体制 b 保安管理 1 保安管理体制の整備 ・保安管理を担当する部署が組織されており、その責任の所在が明確になっていること |
| 三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | | |

二. 事業所の体制について

| 高圧ガス保安法 調査項目 | ボイラー及び圧力容器安全規則 該当項目 (太字ゴシック部は4年連続運転の追加要件) | | 消防法に係る完成検査認定 該当項目 |
|--|--|----|--|
| | 労働 | 消防 | |
| イ. 保安に係る基本姿勢 一 事業所長によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が、就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 | ・理念、基本方針等の諸施策の内容を確認することが必要必要 | ○ | ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 a 基本姿勢 1 基本姿勢 ・事業所の保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ・これらの諸施策が従業員(協力会社も含む。)に理解され、実践されていること。 3 本社との連携 ・本社からの保安に関する重要事項の指導、助言について、当該事業所において反映されるとともに、保安に係る事項について必要に応じ本社にフィードバックしていること。 |
| ロ. 組織 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------|---|--|
| <p>一 事業所においては、保安管理部門、設備管理部門及び運転管理部門（以下これらを総称して「管理部門」という。）の三部門が独立して設置されているとともに、管理部門間の組織上及び職務の円滑な遂行上の緊密な連絡体制が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・独立は安全管理部門のみ要求されている。 ・運転管理部門及び設備管理部門の独立を確認することが必要 | <p>×</p> | <p>2 組織及び安全管理 (1)組織 □ 事業場全体の安全管理を担当する独立した専門の組織（安全課）があり、その責任者は安全に対する十分な知識及び経験を有すること。 また、ボイラー等の運転管理のための組織（動力課など）、保全のための組織（保全課など）が確立されていること。 ハ 安全管理、運転管理及び保全管理の各組織間の相互の連絡調整がとれる体制となっていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 b 組織 組織 ・保安管理、工事管理、自主検査管理、事故対策管理、教育管理等の機能をもった組織があり、それぞれの責任及び権限の所在が明確にされ、かつ、文書化されていること。 ・それぞれの組織間の連絡調整等が図られ、また、各組織が円滑に職務を遂行していること。</p> |
| | | | <p>2 組織及び安全管理 (1)組織 ニ 事業場の安全管理委員会等においてボイラー等の2年連続運転の開始等に関する調査審議が行われていること。</p> | |
| <p>二 各級管理者（職制）と法定管理者（保安統括者等）との間に的確な対応関係があり、責任権限及び指揮命令系統が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>三 管理部門の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有していること。ただし、免状については、管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。</p> | | | | |
| <p>四 保安管理部門及び運転管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。</p> | <p>×</p> | | <p>3 運転管理 (1)運転基準等 イ ボイラー技士等必要な有資格者が運転等のために配置されていること。</p> | |
| <p>五 設備管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p> | | | | |
| <p>六 保安管理部門の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>七 保安管理部門の長は事業所長に対し、保安管理全般に関する意見具申ができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>八 保安管理部門の意見が保安関連予算・教育訓練計画等に十分に反映されることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>九 運転員の交替・引継ぎ体制が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>十 非正常作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>備考：管理部門の1以上の部門が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。</p> | | | | |
| <p>八．業務</p> | | | | |

| | | | | |
|--|----------|--|--|---|
| <p>一 管理部門の業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | <p>・ 運転管理部門について確認することが必要</p> | | <p>ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 b 組織 組織 ・ 保安管理、工事管理、自主検査管理、事故対策管理、教育管理等の機能をもった組織があり、それぞれの責任及び権限の所在が明確にされ、かつ、文書化されていること。 ・ それぞれの組織間の連絡調整等が図られ、また、各組織が円滑に職務を遂行していること。</p> |
| <p>二 保安管理、設備管理及び運転管理に関する規程・基準類が、明確に定められ、かつ、整備されていること。</p> | <p>×</p> | <p>・ 保安管理についてのみ要求されている。 ・ 設備管理及び運転管理について確認することが必要</p> | <p>3 運転管理 (1) 運転基準等 □ 運転準備、運転開始、通常運転、運転停止に関する適正な基準が定められ、その基準に基づいて実施されていること。 ハ ボイラーの水管理に関する適正な基準（綱目、基準値、分析頻度等）が定められ、その基準に基づいて実施されていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 a 基本姿勢 2 規程の整備 ・ 保安に関する規程が整備されていること。</p> |
| <p>三 規程・基準類の制定、改正の手順が、明確に定められ、かつ、適宜適切な見直しが実施されていること。</p> | | | | |
| <p>四 設備管理部門において、製造施設の新設、増設、変更にあたっての材料の選択、腐食、摩耗等の保安対策上、特に配慮すべき事項に関する規程・基準類が、明確に定められ、かつ、整備されていること。</p> | <p>×</p> | | <p>2 組織及び安全管理 (2) 安全管理 イ ボイラー等設備の新設、改造及び使用条件の変更の際に、事前にその安全性の評価を実施する体制、手順が整備され、実施されていること。 追加要件 2 経年損傷の防止対策 (1) ボイラー等の材質については、最高使用温度、圧力及び内容物の性状並びに水管理方法等を勘案して、適正な選定の基準が整備され、その基準に基づいて腐食・磨食及び割れ・劣化に対して適切であることが確認されていること。 (2) 応力腐食割れ（SCC）、クリープによる割れ、水素割れ、疲労割れ等の割れが生じやすい環境下にあるボイラー等については、割れが生じやすい個所を特定し適切な検査が実施され、割れが発生していないことが確認されていること。 (3) 水素侵食、高温脆性化等の劣化が生じやすい環境下にあるボイラー等については、劣化が生じやすい個所を特定し適切な検査が実施され、有害な劣化が発生していないことが確認されていること。 (4) 通算して40年以上使用しているボイラー等については、主要な耐圧部の応力集中部分及び溶接部分並びに疲労割れの発生が懸念される部分を特定し適切な検査が実施され、割れ、有害な劣化が発生していないことが確認されていること。 (5) 耐圧部に腐食・磨食、割れ・劣化（以下「損傷」という。）が発生し補修したボイラー等については、当該部を定期的に検査し損傷が再発生していないことが確認されていること。ただし、損傷が再発生したものであっても、その原因を調査し、有効な再発防止措置が講じられたものはこの。 追加要件 3 余寿命の評価 (1) ボイラー等については、腐食・磨食に対する余寿命診断を実施し、構造規格上の最小板厚に対して母材の余寿命が8年以上あること。なお、耐圧面での著しい腐食を防止する</p> | |

| | | | | |
|--|----------------------------------|---|---|--|
| | | | <p>ためのグラスライニング等の耐食性被覆処理をしているものについては、その健全性が確認されていること。</p> <p>(2) クリープ診断等の必要なボイラー等については、クリープ等に対する余寿命診断が実施され、クリープ寿命等に対して余寿命が8年以上あること。</p> | |
| 五 運転管理部門において、運転マニュアルを常備していること。 | | | | |
| 六 保安管理部門において、社内外の保安関連情報（最新の保安技術情報、高圧ガス関連事故情報等）を積極的に収集することが、明確に定められ、その情報を規程類の作成等に有効に活用していること。 | | | | |
| 七 設備管理部門及び運転管理部門において、日常検査、通常検査及び定期検査の種類に応じ検査方法を明確に定め、かつ、文書化し、適切な検査を実施していること。 | × | | <p>3 運転管理</p> <p>(2) 日常点検 ボイラー等の本体、燃焼装置、自動制御装置、付属装置及び付属品等について、点検箇所、点検項目、点検方法、適否の基準等を定めた適正な基準が定められ、その基準に基づいて実施され、結果が記録、保存されていること。</p> <p>4 保安全管理</p> <p>(1) 保安全管理基準 ボイラー等の保安全管理について次の基準が適正に定められており、その基準に基づいて実施されていること。（以下 略）</p> <p>(2) 運転管理部門及び協力会社との関係 イ 運転管理部門の日常点検結果に基づく保全が確実にできる体制となっていること。</p> | |
| 八 保安管理部門は、検査結果（分析・評価を含む。）を総合的に把握し、設備管理、運転管理等に有効に活用していること。 | ・高圧ガスについても、同様に活用していることを確認することが必要 | | <p>4 保安全管理</p> <p>(4) データの活用 各種検査結果、保全データ等を総合的に解析し、解析評価結果を運転管理、保安全管理に有効に活用できる体制が整備されていること。</p> | |
| <p>二．教育訓練</p> <p>一 次に掲げる教育訓練を確実に実施するための教育訓練計画が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>イ 保安関連情報に関する事項</p> <p>ロ 規程・基準類の履行の徹底に関する事項</p> <p>ハ 自主的保安活動に関する事項</p> <p>ニ 提案制度に関する事項</p> <p>ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項</p> <p>ヘ その他教育訓練全般に関する事項</p> | × | × | <p>3 運転管理</p> <p>(4) 安全教育 ボイラー等の運転操作（実地訓練を含む）、事項防止、緊急時の措置等に関する教育訓練の実施について定めた基準があり、その基準に基づいて実施され、結果が保存されていること。</p> <p>追加要件8 管理システム</p> <p>(2) 教育・訓練 運転、検査及び保全要員等に対する教育・訓練の必要性及び基準が明確にされ、その基準に基づいて教育・訓練計画が立案、実行されていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>c 教育訓練</p> <p>1 教育訓練 ・工事管理、自主検査、事故時対応について、教育訓練に関する規程が策定されており、その内容が適正で、確実に実行されていること。</p> <p>ウ 事業所の保安実績</p> <p>A 事故の状況</p> <p>c 事故後の改善状況</p> <p>2 教育訓練への反映 ・事故対応の不備が抽出され、教育訓練等の改善が行われていること。</p> |
| 二 教育訓練の実施（効果を含む。）に関する記録が作成され、保存されていること。 | × | × | <p>3 運転管理</p> <p>(4) 安全教育 ボイラー等の運転操作（実地訓練を含む）、事項防止、緊急時の措置等に関する教育訓練の実施について定めた基準があり、その基準に基づいて実施され、結果が保存されていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>c 教育訓練</p> <p>2 教育訓練の記録 ・教育訓練の実施記録がとられていること。</p> |
| 三 教育訓練用のための装置・資機材が整備され、有効に活用されていること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| <p>ホ．事故防止対策</p> <p>一 事業所内外事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が、明確になっていること。</p> | <p>・ 高圧ガスについても、同様に事故防止対策を講じる体制であることを確認することが必要</p> | <p>・ 高圧ガスについても、同様に事故防止対策を講じる体制であることを確認することが必要</p> | <p>2 組織及び安全管理 (2)安全管理 ロ ボイラー等の運転、設備に係わる社内外の事故情報等が運転管理、保全管理に活用されていること。</p> <p>4 保全管理 (3)経歴管理 ボイラー等の本体、付属装置及び付属品、自動制御装置（警報装置、インターロックシステムを含む。）について、自主検査結果の記録、補修した場合の措置内容及び実施日が記載された記録があり、所定の期間保存されていること。 イ 自主検査結果の記録 5年 ロ 本体の補修記録 設置期間中</p> <p>5 自動制御装置等 認定を受けようとするボイラー等の自動制御装置等が、付表の「自動制御装置等基準」を満たしていること。</p> <p>追加要件4 自動制御装置の維持管理 (1) 自動制御装置が正常に機能することを確認する適正な基準が整備されていること。 (2) 開放時には、自動制御装置が擬似信号により正常に機能することが確認され、緊急時に必要な遮断弁等は分解整備されていること。 (3) 運転時には、自動制御装置が正常に機能することが適切な方法により確認されていること。 (4) 安全上重要なシステムは、フェールセーフの機能を有していること。</p> <p>追加要件5 安全弁の維持管理 安全弁は適正な整備要領等に基づいて定期的に整備され、かつ、記録が保存されていること。 また、固着・詰まり等が生じやすいプロセス流体が特定され、有効な防止措置が講じられていること。</p> <p>追加要件6 水管理 (1) ボイラー水について、純粋（単純軟化水は使用できない。）が使用されていること。 (2) 水質について問題を生じたボイラー等については、水質分析項目の見直し（JIS規格の項目との比較評価）及び頻度の見直しが実施されていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 d 事故対策等 3 事故等原因調査体制 ・ 事故等が発生した場合、その原因を調査分析する体制が明確に定められていること。 4 事故等危険要因への措置 ・ 事故等についての情報を収集し、調査分析を行い、自社の事故等対策に活かしていること。 ・ 事故等対策の調査検討会が開かれ、事故等再発防止対策が講じられていること。</p> <p>ウ 事業所の保安実績 A 事故の状況 b 事故原因 事故原因調査 ・ 事故原因調査が適切に行われていること。 c 事故後の改善状況 1 事故の再発防止 ・ 事故原因を究明し、再発防止のため、類似の危険要因を排除するための措置が講じられていること。</p> |
| <p>ヘ．工事管理</p> <p>一 工事管理に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。 イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項 ロ 運転管理部門と工事担当部門との引継ぎ及び引渡しの方法に関する事項 ハ 工事作業管理の徹底に関する事項 ニ その他工事管理に関する事項</p> | | <p>・ 保全管理部門と工事担当との引継ぎ及び引渡しの方法について確認することが必要</p> | | <p>ア 事業所等の保安体制 B 事業所における保安体制 e 工事管理 1 工事管理規定 ・ 工事管理規定が整備され、その内容が適正であること。 ・ 各種工事の標準仕様書が整備され、その内容が適正であること。 2 工事計画評価体制 ・ 工事計画、施工方法について評価検討され、その危険要因を抽出し、対処解決策が講じられたうえで、工事着工がなされる体制がとられていること。 3 工事管理 ・ 工事管理規定に基づき適正な工事管理がなされていること。</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>ト．協力会社</p> <p>一 協力会社に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が、明確になっていること。</p> <p>イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項</p> <p>ロ 協力会社の選定に関する事項</p> <p>ハ 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項</p> <p>ニ 複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項</p> <p>ホ その他協力会社の管理に関する事項</p> | <p>・協力会社選定、教育訓練、協力会社協議会等について確認することが必要</p> | <p>・協力会社選定、教育訓練、協力会社協議会等について確認することが必要</p> | <p>4 保安全管理</p> <p>(2) 運転管理部門及び協力会社との関係</p> <p>ロ 協力会社に自主検査・保全業務の一部を委託する場合は、その範囲と責任の所在が明確になっていること。また、その場合であっても、自主検査結果の評価及び判定は事業場において実施されていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>e 工事管理</p> <p>4 協力会社との連携</p> <p>・工事計画、施工方法の決定事項について協力会社への指導が適切に行われ、工事施工者まで適正に伝わっていること。</p> |
| <p>チ．防災体制</p> <p>一 防災管理に関し、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が、明確になっていること。</p> <p>イ 災害が発生した場合にあっては、災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</p> <p>ロ 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項</p> <p>ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</p> <p>ニ 緊急停止に関する事項</p> <p>ホ 関係官庁及び関連事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</p> <p>ヘ 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項</p> <p>ト 関連事業所との相互応援協定の締結、それに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項</p> <p>チ 導管に伴う災害防止に関する事項</p> <p>リ その他防災管理に関する事項</p> | <p>×</p> | <p>・ハ、ニ、ト、チ等について確認することが必要</p> | <p>3 運転管理</p> <p>(3) 緊急時の措置</p> <p>イ ボイラー等の異常発生時の対処方法（緊急停止を含む）に関する基準が定められていること。また、事業所内の連絡・指示体制が定められていること。</p> <p>ロ ボイラー等に関する緊急時の措置のうち重要事項については、操作室、ボイラー設置場所等に掲示することなどにより、周知徹底を図っていること。</p> <p>ハ ボイラー等の異常発生時の関係機関への連絡のルールが定められていること。</p> | <p>ア 事業所等の保安体制</p> <p>B 事業所における保安体制</p> <p>d 事故対策等</p> <p>1 事故等対策規程</p> <p>・事故等対策規程が整備され、その内容が適正であること。</p> <p>2 事故時等の対応</p> <p>・事故時等の対処の方法が定められ、かつ、適切に実行される体制が整備されていること。</p> <p>ウ 事業所の保安実績</p> <p>A 事故の状況</p> <p>a 事故時の対応</p> <p>1 事故発生時の初動体制</p> <p>・事故発生時の初動体制は適切であること。</p> <p>・関係機関に適切に通報がなされていること。また、通報が適切でなかったときには、原因究明が行われていること。</p> <p>2 事故対策本部及び事業所内対応組織の運営</p> <p>・事故対策本部及び事業所内対応組織の運営が円滑に行われていること。</p> |

三．認定保安検査の体制について

| | 高圧ガス保安法 調査項目 | | ボイラー及び圧力容器安全規則 該当項目 | 消防法に係る完成検査認定 該当項目 |
|--|--------------|----|---|-------------------|
| | 労働 | 消防 | | |
| イ．運転を停止することなく保安検査を行うための措置 一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 | | | | |
| 二 運転を停止することなく保安検査を行う施設ごとに運転期間に応じた寿命予測及び阻害要因を把握することが明確に定められ、かつ、文書化され、必要に応じて適切な設備改善が行われていること。 | | | | |
| 三 前各号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が、明確になっていること。 | | | | |
| ロ．認定保安検査組織 一 認定保安検査を実施する組織（以下「検査組織」という。）が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | x | | 追加要件 8 管理システム (2) 教育・訓練 自主検査業務に従事する者については、適切な教育・訓練歴又は経験に基づいて資格認定する基準が定められ、維持されていること。 自主検査に社外の検査機関等を活用する場合であっても、自主検査結果の評価及び判定は自社の保全組織において実施されていること。 | |
| 二 検査組織の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状を有していること。ただし、免状については、検査組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りではない。 | | | | |
| 三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 | | | | |
| ハ．認定保安検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合であっても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 | | | | |
| 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第39条の5第1項第2号の保安検査規定に基づき、適切に実施されることが、明確に定められていること。 | x | | 追加要件 7 自主検査 自主検査について、運転時及び開放時における適正な自主検査基準が整備され、その基準に基づいて自主検査が実施されていること。 付表に示す自主検査の方法のうち、検査の目的、対象部位、対象とする欠陥の種類に対応した1種類以上の検査が実施されていること。なお、検査方法、検査器具等については、同等以上の信頼性を有する他の方法等を用いることができる。 | |
| 三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | | 追加要件 8 管理システム (3) 検査・測定装置の管理 自主検査等に使用する検査及び測定装置を管理、校正、維持する基準が定められ、その基準に基づいて実行されていること。 | |

| | | | | |
|---|------------------------------|--|---|--|
| <p>四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> | | | | |
| <p>二 認定保安検査の検査管理 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告（以下「検査管理」という。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有していること。ただし、免状については、当該組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。</p> | | | | |
| <p>三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>四 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> | | | | |
| <p>五 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> | | | | |
| <p>ホ 開放検査体制 一 開放検査体制に関して、次に掲げる事項の規程・基準類が整備され、かつ、適切に実施される体制が、明確になっていること。 イ 開放検査周期の設定方法に関する事項 ロ 開放検査方法に関する事項 ハ 各機器の取り替え時期の決定方針に関する事項 ニ その他開放検査に関する事項</p> | | | | |
| <p>二 開放検査結果の記録が作成され、かつ、解析及び保存がされていること。</p> | | | | |
| <p>ヘ データの活用状況 一 認定保安検査（開放検査を含む。）、通常検査等の検査データを総合的に解析し、当該データの解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できる体制が、明確になっていること。</p> | <p>・ボイラー等以外について確認することが必要</p> | | <p>4 保安全管理 (4) データの活用 各種検査結果、保全データ等を総合的に解析し、解析評価結果を運転管理、保安全管理に有効に活用できる体制が整備されていること。</p> | |
| <p>二 運転記録（保安に関するものを含む。）に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、活用されていること。</p> | <p>・ボイラー等以外について確認することが必要</p> | | <p>3 運転管理 (5) 運転記録 ボイラー等について、次の記録が整備され、所定の期間保存されていること。 イ 運転の記録（例 運転データ、日誌等） 3年 ロ 日常点検の記録 3年 ハ 異常発生及びその際に講じた措置の記録 設置期間中</p> | |

| | | | | |
|--|------------------------------|--|---|--|
| | | | <p>追加要件 8 管理システム</p> <p>(1) 文書管理 運転、保全関係等の文書について、作成、審査、承認、配布、保管等の管理の基準が定められ、その基準に基づいて実行されていること。</p> | |
| <p>三 全ての機器について、設置後の検査記録及び保全記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。</p> | <p>・ボイラー等以外について確認することが必要</p> | | <p>4 保全管理</p> <p>(3) 経歴管理 ボイラー等の本体、付属装置及び付属品、自動制御装置（警報装置、インターロックシステムを含む。）について、自主検査結果の記録、補修した場合の措置内容及び実施日が記載された記録があり、所定の期間保存されていること。 イ 自主検査結果の記録 5年 ロ 本体の補修記録 設置期間中</p> <p>追加要件 8 管理システム</p> <p>(5) 記録の管理 自主検査記録などの作成、取扱い及び保管に関する管理の基準が定められ、その基準に基づいて実行されていること。 なお、運転の記録、水管理の記録、安全装置等の作動機能テストの記録、資格認定のリストについては少なくとも5年間保管すること。</p> | |
| <p>四 前各号の検査記録等の分析・評価結果により、機器ごとの経年変化が確実に把握され、また、修理の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。</p> | <p>・ボイラー等以外について確認することが必要</p> | | <p>追加要件 8 管理システム</p> <p>(4) 是正処置 発生した不適合に対する是正処置を実施するための手順が定められ、実行されていること。 特に、ボイラー等の同種災害の再発防止を図るため、自社のトラブル事例及び他社の災害事例の原因を検討記録し、有効な再発防止対策が定められ維持されていること。</p> | |
| <p>ト. マニュアルの整備</p> <p>一 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のためのマニュアル（工程ごとの操業条件等）が、明確に定められ、かつ、整備されていること。</p> | | | | |
| | | | <p>5 自動制御装置等 認定を受けようとするボイラー等の自動制御装置等が、付表の「自動制御装置等基準」を満たしていること。</p> | |

2) 認定完成検査実施者に係る調査

一 本社の体制について

認定保安検査実施者に係る調査を参照

二 事業所の体制について

認定保安検査実施者に係る調査を参照

三 認定完成検査の体制について

| | 高圧ガス保安法 調査項目 | | ボイラー及び圧力容器安全規則 該当項目 | 消防法に係る完成検査認定 該当項目 |
|--|--------------|----|---------------------|---|
| | 労働 | 消防 | | |
| イ. 認定完成検査組織 一 認定完成検査を実施する組織（以下「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | × | | イ 自主検査体制 A 自主検査組織 自主検査組織 ・検査を担当する組織があり、その責任と権限が明確になっていること。 ・関係会社を交えて検査を実施する場合は、監督、指示等を適切に行うことができる体制であること。 |
| 二 検査組織の長は経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有していること。ただし、免状については、検査組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りではない。 | | | | |
| 三 検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施行管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下次号において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | | | |
| 四 検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | | | |
| 五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 | | | | |
| 六 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 | | | | |
| ロ. 認定完成検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合であっても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 | | | | |
| 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第39条の3第1項第2号の完成検査規定に基づき、適切に実施されることが、明確に定められていること。 | | × | | イ 自主検査体制 B 自主検査業務 a マニュアル 1 検査方法 ・工程ごとの検査方法が明確になっていること。 2 検査手順 ・検査の種類ごとに検査の手順、判断基準等が適正であり、明確になっている |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>こと。</p> <p>3 検査実施者等</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査の種類ごとに検査員の資格が明確になっており、それらが適正であること。 |
| <p>三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 認定完成検査の記録の保存状況及び記録の活用状況について確認することが必要 | | <p>イ 自主検査体制</p> <p>B 自主検査業務</p> <p>b 検査記録</p> <p>検査記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査記録表は、検査の内容、結果、責任者、実施者、検査条件が明確に判るものになっていること。 検査記録表の保管について、責任者が定められていること。 |
| <p>八．認定完成検査の検査管理</p> <p>一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告（以下「検査管理」という。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有していること。ただし、免状については、当該組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。</p> | | | | |
| <p>三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> | | | | |
| <p>四 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> | | | | |
| <p>五 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になっていること。</p> | | | | |
| | | | | <p>ウ 事業所の保安実績</p> <p>B 立入検査時の指摘事項</p> <p>a 指摘内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な指摘がないこと。 |
| | | | | <p>ウ 事業所の保安実績</p> <p>B 立入検査時の指摘事項</p> <p>b 改善状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘事項が、迅速に改善されていること。 改善されない場合は、適切な理由があること。 |
| | | | | <p>ウ 事業所の保安実績</p> <p>C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | 事項 a 指摘内容 ・重要な指摘がないこと。 |
| | | | | ウ 事業所の保安実績 C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘事項 b 改善状況 ・指摘事項が、迅速に改善されていること。 ・改善されない場合は、適切な理由があること。 |